

個人消費促進体制・メカニズムの整備に関する実施方案（2018～2020年）

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jjamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院弁公庁は、2018年10月11日に「個人消費促進体制・メカニズムの整備に関する実施方案（2018～2020年）」（中国語名「完善促进消费体制机制实施方案（2018—2020年）」、以下「実施方案」）を発表した。
- 中国の小売売上高は、2018年1～9月期に前年同期比9.3%増と拡大し続けているが、2017年の伸び率（10.2%）から小幅ながら減速した。中国政府は、個人消費の伸び率鈍化を警戒して今年9月に「消費促進体制・メカニズムの整備と家計部門の潜在的な消費需要の更なる喚起に関する若干の意見」を発表したが、個人消費と直接の関わりがある、最も目立つかつその解消が急務となる体制・メカニズム上の制約要因を取り除くために制定したのが、この「実施方案」である。
- 「実施方案」では、6大分野における26措置が打ち出された。具体的には、①サービス消費分野における参入規制の更なる緩和（観光、文化、スポーツ、健康、高齢者事業、家政サービス、教育・研修分野を対象とする規制緩和・消費拡大措置の実施）、②モノ消費の高度化を促進する政策体系の構築（評価・指標体系の構築等による住宅の賃貸市場の発展促進、新エネルギー自動車に対する優遇税制の継続等による自動車消費の最適化・高度化促進、標準・標識認証制度の実施強化等によるグリーン消費の拡大、情報消費の更なる拡大・高度化、伝統的なビジネスモデルの革新推進）、③重点分野の製品・サービスの標準整備の推進加速（国内外「同一ライン・同一規格・同一品質」プログラムの実施、財・サービスの標準制定の強化、中国ブランドの創出）、④消費分野の信用体系の整備・健全化（信用情報共有メカニズムの構築、信用情報の公開促進、誠実行為の奨励（信用喪失行為の懲戒）メカニズムの健全化、消費者権益保護メカニズムの確立、重要製品の品質追跡体系の整備）、⑤個人消費の促進に役立つ保障措置の最適化（個人消費の促進に役立つ財政・税制支援策の実施、金融サービスの質的向上・効率化の更なる推進、所得分配制度の改革深化）、⑥消費関連宣伝・情報発信による誘導の強化（消費関連統計によるモニタリングの強化、消費分野でのビッグデータ応用の強化、消費関連宣伝の強化）、である。

【構成(概要)】

「個人消費促進体制・メカニズムの整備に関する実施方案(2018～2020年)」

(国弁発[2018]93号)

成立日：2018年9月24日、発表日：2018年10月11日

1. サービス消費分野における参入規制の更なる緩和：①観光（海南省における国際観光消費センターの建設、有給休暇制度の着実な実施等）、②文化（行政許認可の標準化試行等）、③スポーツ（試合に対する審査を無くした後の管理弁法の制定等）、④健康（各種計画に従う事業展開の規制禁止等）、⑤高齢者事業（老人ホームの設立認可の取消と種類別管理制度の導入等）、⑥家政サービス（標準化・規範化の推進等）、⑦教育・研修（私立教育促進法の実施条例の改正加速等）。
2. モノ消費の高度化を促進する政策体系の構築：⑧住宅の賃貸市場の発展促進（評価・指標体系の構築等）、⑨自動車消費の最適化・高度化促進（新エネルギー自動車に対する優遇税制の継続等）、⑩グリーン消費の拡大（標準・標識認証制度の実施強化等）、⑪情報消費の更なる拡大・高度化（インターネット上の通信速度の引き上げと通信料金の引き下げ等）、⑫伝統的なビジネスモデルの革新推進（高水準で国際的に影響力を持つ商圈の整備と「インターネット+」消費の推進等）。
3. 重点分野の製品・サービスの標準整備の推進加速：⑬国内外「同一ライン・同一規格・同一品質」プログラムの実施（実施範囲の拡大等）、⑭財・サービスの標準制定の強化（品質向上行動の積極的な展開等）、⑮中国ブランドの創出（国際的に活躍する一流企業の標準と業界標準の制定等）。
4. 消費分野の信用体系の整備・健全化：⑯信用情報共有メカニズムの構築（重点分野を中心とする消費関連信用情報の収集等）、⑰信用情報の公開促進（「信用中国」(<http://www.creditchina.gov.cn/>)の信用情報公開機能の強化等）、⑱誠実行為の奨励（信用喪失行為の懲戒）メカニズムの健全化（共同奨励・懲戒措置の実施等）、⑲消費者権益保護メカニズムの確立（安心・安全な消費環境の整備等）、⑳重要製品の品質追跡体系の整備（生産管理の情報化・標準化・集約化の促進等）。
5. 個人消費の促進に役立つ保障措置の最適化：㉑個人消費の促進に役立つ財政・税制支援策の実施（消費税立法の推進等）、㉒金融サービスの質的向上・効率化の更なる推進（消費者ローン管理方式の革新加速等）、㉓所得分配制度の改革深化（全国統一の貸金調査・公開制度の整備等）。
6. 消費関連宣伝・情報発信による誘導の強化：㉔消費関連統計によるモニタリングの強化（サービス消費や消費の新業態・新モデルに係る統計方法の制定等）、㉕消費分野でのビッグデータ応用の強化（関係官庁間・地域間の相互接続の推進等）、㉖消費関連宣伝の強化（政策の解説強化等）。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-10/11/content_5329516.htm

から入手可能（2018年11月16日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。